

令和4年度利用者負担額について

【利用者負担額算定方法】

- 利用者負担額は、教育・保育給付認定区分（保育の必要性・保育の必要量・年齢）に応じて負担していただき、入園児童の父母及び家計の主宰者（祖父母など）に係る市民税の課税状況（市民税所得割課税額）を基に決定します。令和4年4月～令和4年8月分の利用者負担額については、「令和3年度市民税所得割額」、令和4年9月～令和5年3月分の利用者負担額については、「令和4年度市民税所得割額」に基づき決定します。
- 年齢は、年度当初（4月1日）現在が基準になります。
- 市民税額の計算には、寄付金控除、配当控除、住宅借入金等住宅関係の特別税額控除等及び外国税額控除等の規定は適用されません。
- 年の途中で認定区分が3号認定（3歳未満）から2号認定（3歳以上）に変わる児童の利用者負担額は、誕生月までを通知しています。誕生月の翌月以降については、改めて2号認定の通知とともにお知らせします。

【利用者負担額の納付方法について】

保育園

《口座振替での納付》 ※市内公立保育園、山中ふたば保育園、山中保育園が口座振替できます。

- 引落しする金融機関へ、口座振替依頼書を提出してください（口座振替依頼書は市内金融機関、市役所、保育園にあります。）。
- 引落しができるのは、加賀市内に支店のある金融機関のみとなります。
- 提出した月の翌月分から引落しとなり、引落日は、毎月末日です（末日が土・日曜日、祝日、年末年始の場合は翌営業日）。
- 児童ごとの登録となりますので、きょうだい等が既に口座振替を利用されている場合でも、改めて申し込みが必要となります。
- 3回連続して引落しができない場合は、口座振替の登録を解除させていただきます。
- Web 口座振替申込もできます。インターネットにて「加賀市 Web 口振」で検索してください。
※対応金融機関は北國銀行、北陸銀行、福井銀行です。

《納付書による納付》

- 保育園を通じて納付書をお渡しいたしますので、市内金融機関で納付してください（市外の保育園をご利用の方については郵送いたします。）。
- 納期限は毎月末日です（末日が土・日曜日、祝日、年末年始の場合は翌営業日）。

認定こども園

直接園に納付していただきます。納付方法、期限等は直接園にご確認ください。

幼児教育・保育の無償化について

- 3歳児クラス～5歳児クラスのお子さん・・・0円
(H28.4.2～H31.4.1 生まれのお子さん)
※年度途中で3歳になるおさんは翌4月から利用者負担額が0円になります。
- 1号認定（教育を希望する）のお子さん・・・0円
- 0歳児クラス～2歳児クラスのお子さん・・・下記利用者負担額階層表をご覧ください。
(H31.4.2以降に生まれたお子さん)



利用者負担額階層表

(単位：円)

階層区分	各月初日の世帯の階層区分	利用者負担額（月額）	
		3歳未満児	
		標準時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯	0	0
2	市民税非課税世帯（ひとり親・在宅障がい者世帯）	0	0
3	市民税非課税世帯（第2階層を除く世帯）	0	0
4	市民税均等割のみの世帯	10,800 【5,400】	10,600 【5,300】
5	市民税所得割48,600円未満の世帯	12,700 【6,350】	12,500 【6,250】
6	市民税所得割48,600円～97,000円未満の世帯	17,600 【8,800】	17,300 【8,650】
7	市民税所得割97,000円～169,000円未満の世帯	21,500 【10,750】	21,200 【10,600】
8	市民税所得割169,000円～301,000円未満の世帯	27,400 【13,700】	27,000 【13,500】
9	市民税所得割301,000円以上の世帯	29,300 【14,650】	28,900 【14,450】

加賀市独自の多子軽減

☆第3子以降のお子さん・・・0円（所得制限なし）

☆保育園・認定こども園等に同時に入所する2人目のお子さん・・・0円

※きょうだいが違う保育園・認定こども園を利用している場合、幼稚園・企業主導型保育事業・障がい児通園施設を利用、居宅訪問型発達支援を受ける小学校就学前のお子さんがある場合も対象になります。

☆第2子のお子さん・・・半額（利用者負担額階層表【】内の金額）

その他の軽減

市民税所得割 57,700円未満の世帯の第2子・・・きょうだいの
年齢制限なしで0円

《ひとり親世帯等》

市民税所得割 77,101円未満の世帯・・・第1子半額、第2子0円